


# 下水道負担金のお知らせ

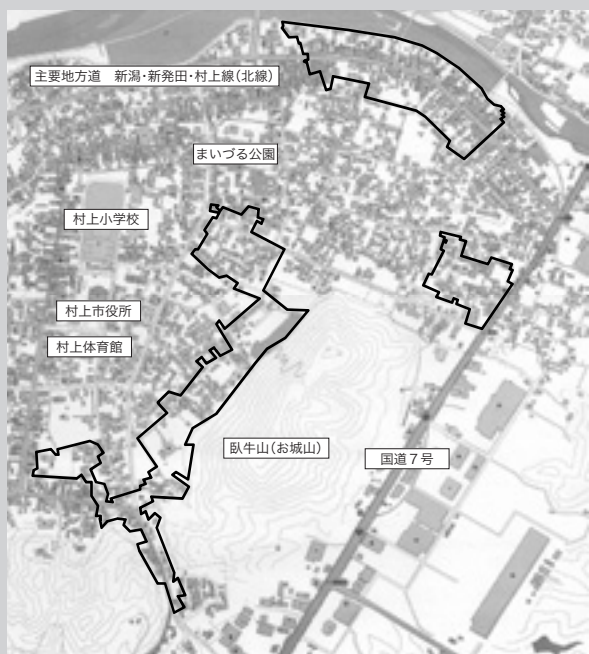
～受益者負担金制度と賦課予定区域～

下水道は公園や道路などと違い、整備されることにより利益を受ける人（受益者）が限定されます。そこで、下水道が整備される地域の土地所有者などに建設費の一部負担をお願いする制度が、下水道受益者負担金制度です。

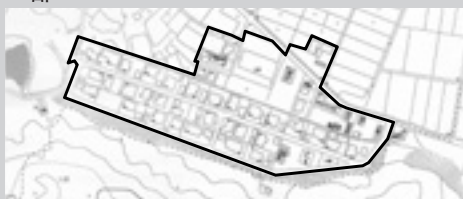
今回、新たに負担していただく対象者は、村上・荒川地区の下図において  の区域内に土地などをお持ちの人です。

## 平成25年度賦課予定区域

### 村上地区



片町・上片町・新町・二之町・羽黒口・羽黒町の各一部



三面の一部

### 荒川地区



荒島の一部



中野の一部



大津の一部



切田の一部



貝附・花立の一部

### ◆負担金納付までの流れ◆

#### (村上地区)

- ① 6月上旬に、土地の状況を記載した申告書を土地の所有者に送付します。
- ② 土地所有者は、申告書に必要事項を記載した後、誤りがないかを確認し、市に提出してください。なお、土地所有者本人以外の権利者が受益者となる場合は、その旨を記入してください。
- ③ 提出していただいた申告書をもとに負担金を算出して確定し、8月上旬に決定通知書を送付します。
- ④ 9月上旬に土地所有者などに納入通知書を送付します。
- ⑤ 土地所有者などは、納入通知書または口座振替で納付してください。

#### (荒川地区)

- ① すでに提出していただいた申告書をもとに負担金を確定し、8月上旬に決定通知書を送付します。
- ② 9月上旬に土地所有者などに納入通知書を送付します。
- ③ 土地所有者などは、納入通知書または口座振替で納付してください。

●問い合わせ 下水道課管理業務室 ☎66-6192